**佐倉市認可外保育施設の利用について**

佐倉市では、認可外保育施設をご利用の方に向けた制度があります。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 認可外保育施設利用証明 |
| 目的 | ・利用調整時の加点対象になります。 |
| 条件 | ・１ヵ月１３日以上かつ１日当たり４時間以上の利用 |
| 対象施設 | （市内・市外問わず）児童福祉法第５９条の２第１項による届け出を行った  以下の施設  ・認可外保育施設  ・託児所等  ※一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターは対象には  なりません。 |
| 対象者 | ・上記の施設を２ヵ月以上有料で利用している場合。 |
| 必要書類 | ・認可外保育施設利用証明  有料、かつ上記の条件を満たすことが記載されている証明なら任意の  様式でも可。  ※利用施設の社印を押印してください  ※書類は佐倉市ホームページからダウンロードすることができます。 |
| 申請期限 | ・申込み受付期間の締切日まで  5～12月：毎月15日まで※15日が土日・祝日の場合はその前日の平日まで  1～4月 ：別途お問い合せください |
| その他 | ・育児休業中、求職活動、就労内定又は就学予定での利用は対象にはなり  ません。 |

[お問い合わせ こども保育課 ４８４－６２４５]